

「第1回庁外ワーキンググループ会議」での意見まとめ

日時：令和5年6月16日(金)

午後2時～3時30分

場所：県民生活部会議室

出席者

- ◆山梨県立大学名誉教授 伏見正江氏
- ◆NPO法人エンパワメントアフロッキー
- ◆女性の人権サポート・くろーばー
- ◆女性シェアハウス 星の虹
- ◆やまなし性暴力被害者サポートセンター
- ◆山梨県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）
- ◆男女共同参画推進センターぴゅあ総合（配偶者暴力相談支援センター）

1. 被害者に同伴する子どもへの心理的なケアと学習支援の必要性

- ①DVは、女性（被害者）だけの問題ではなく、同伴家族や子どもの問題でもあることをしっかり認識し、対策を。
- ②一時保護入所に同伴した子どもはなかなか学校に通えないため、学習支援がとても重要だが、女性相談所に対応できる支援は1回2時間（塾講師に依頼）のみのため、支援が不足しており、学校に通える子との格差が生じてしまう。
- ③一時保護入所に同伴した子どもに対する心理的なケアができる体制がないことは大きな課題。
- ④「被害女性の自立支援」と「同伴する子どもへの対応」は、計画の章を分けて目標を設定すべき。

2. 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」との整合性

- ①2000件近いDV相談があって一時保護される人がなぜ少ないのか、また全国的に見ても民間シェルターより自治体運営の一時保護所に入所する人が少ない、この要因を考えるべき（新法には分析あり）。
- ②売春防止法に基づく女性相談所では、今まで様々な制約があり、自立支援や人権擁護というよりも、「更生とか措置」といった名目が非常に出ていた。新法ができたタイミングで、被害者に寄り添った環境にしていくべき。
- ③現在の女性相談所は旧売春防止法に基づく保護事業で行っているが、この度成立した困難女性新法により困難な問題を抱える女性への保護事業や自立支援事業等の制度が変わるため、県のDV防止計画も新しい法律や制度に沿い、整合性をとったものと改定するように。また、困難女性新法の計画とDV防止計画とで内容を整理すべき。
- ④困難女性法ができたことにより、女性相談所やそれに代わる施設がどのような位置づけ・方向性となるのか、他部署も含めて確認して教えてほしい。
- ⑤被害者の自立支援はとても大事なメニューである。一時避難後もしっかり支えられる福祉施策を整えてほしい
- ⑥被害者を支える民間にも支援を。

3. 配偶者暴力相談支援センターのあり方

- ①夜間の対応等は県の配偶者暴力相談支援センターで対応してもらいたい。
- ②一時保護所のハード面強化ができないか（入所に同伴する子どもたちが遊んだり、ゲームをしたり、寝転んだり、自由にできるスペースが必要）。

4. 施設整備・居場所づくりについて

- ①被害者の自立支援として「居場所づくり」にも言及した方が良い。
- ②年齢や性別によって保護されない子どもが出ないような体制づくりができないか（児童相談所は18歳以上の男女が入所不可、女性相談所は中学生以上の男子は入所不可）。いちばん心細いときや傷ついているときに、心理カウンセラーがどうかという前に、その人たちが生き生きと生活ができる安心した場所が最初に確保されるべきだと思う。
- ③規則に縛られてゆっくりテレビも見られないとか、ゆっくり横になってもいられないとかではなくて、やっとDVから逃げてきたけれど、「今日は晩ご飯何作る？」とか日常の生活を感じられることが大切だと思う。
- ④ハード面での環境整備、狭いところで一時避難生活を送るのではなく、被害者が解放され生きる力が出てくるような配暴センターに作り変えるくらいの覚悟は必要。同伴する子どもたちが、遊んだり、ゲームをしたり、寝転んだり、自由にできるスペースも必要。
- ⑤困難を抱えた女性が相談できる場所や体を休めて次のことを考えられるような居場所を行政としてつくる必要がある。
- ⑥福祉プラザのフロアを最大限活用するなど考えられる。
- ⑦月に1回でも当事者グループが集まってゆっくりお茶を飲みながら話せるような居場所づくりをやって欲しい（ピアサポート）。
- ⑧シェルターを出た後の居場所を確保しようという動きが増えてきている。シェルター退所後の支援の部分については、民間で支援する団体が増えていけばいいと思う。そのためには、行政から民間への支援を充実させてほしい。
- ⑨一時的に被害者を保護した場合、県内にある避難場所が全て埋まっている場合もある。各市町村で災害時のために確保している公営住宅の空き部屋を、一時保護した行き先がない被害者の避難場所として、一晚二晩でもいいから使わせてもらえないか。厚生労働省や国土交通省からも通知がでている。

5. 民間支援団体との連携・民間支援団体への補助について

- ①民間団体との「連携」について、施策や目標を具体的に記載して欲しい。【男女共生】
- ②行政から支援者・支援団体への支援をして欲しい（家賃補助、食料の確保等）。
- ③支援者・支援団体の輪を広げたい。
- ④民間団体に対してどんな援助があるのか、継続して支援活動を行うための援助を受けるにはどこに相談したらいいのか情報を流してほしい。
- ⑤他県では、行政から一時保護や自立支援を行う民間への支援が充実している例もある。

6. 児童相談所との連携について

- ①児相と女相の連携は、今後も大切である。
- ②児童相談所では一時保護した児童に対してていねいなアセスメントが行われていると聞くと聞くと、女性相談所が一時保護した女性の同伴児童に対しては、女性相談所としてそこまでケアできてはいない。同じ一時保護の状況で、同じ児童であっても、ケアに差が生じてしまっている現状がある。

7. 他部署との連携

- ①母子・父子福祉センターではDV被害者の対応ができてきているのか。第4次DV計画には記載がある。
- ②甲府市や各保健福祉事務所の女性健康相談窓口でDV相談や証明書の発行ができないか（たらい回しを防ぎ、ひとつの窓口で完結できたら良い）。
- ③県母子保健統計報告にある「女性健康相談」機能の強化を。

8. 市町村におけるDV相談対応、基本計画策定について

- ①各市町村のDV計画の内容を充実させることが必要。
- ②市町村でも相談を受けたり、相談を受けた証明書を出したりなど、配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせることができないか。
- ③実態としてDV相談対応や証明書発行手続きができる市町村は今のどのくらいあるのか県で把握し、市町村にその状況を提示できないか。
- ④ぴゅあ総合で実施している実務者研修について、県が市町村に受講を促すのはどうか。

9. 若年層への教育

- ①4月は若年層の性暴力被害防止月間となっているため、第5次DV計画に記載できないか。併せて各学校における運動の実施目標を記載できないか。
- ②第4次DV計画のP25『学校における教育等の実施』の「相手を思いやる気持ちを育てる」の部分を「ジェンダー平等教育」「包括的性教育の手引きを作成し、実践する」と記載してもらいたい。
- ③人権教育の中で、暴力防止も含めた包括的性教育ができないか。
- ④性に関する教育の強化の重要性は各々法に明記されていることである。
2022年12月、文科省は12年ぶりに『生徒指導提要』を改訂した。性に関する課題へ対応では、関連する法律などの理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が多様性を認め、自分と他人を尊重することができ、安心して過ごせる環境や相談しやすい体制の整備、それらを支える「チーム学校」として組織づくりを進めることが求められている。

10. 予防・啓発

- ①暴力が起こらない社会基盤づくりが重要であるため、人権の尊重やDVについて理解する人を増やす啓発が大切。
- ②被害を最小限に抑えられるよう、周囲の人々がDV暴力に早く気づき、相談につながるためにも啓発がとても重要。

11. 相談員の資質向上

- ①相談支援のための相談員のスキルアップが課題。
- ②相談員の常勤配置、相談員への手当増額等、相談員の専門力を発揮・継続できるような体制がつかれないか。

12. LGBTへの対応

- ①男性LGBT相談も含めた窓口体制の整備が必要。

13. 早期発見・緊急時の対応

- ①被害者の相談を待つばかりではなく、医療従事者等が早期に発見していくこと、アウトリーチを強化していくことが重要だと考える。
- ②医療従事者等には、被害者に適切な情報提供を行う責務があるため、法改正の度に医療従事者に改正内容を伝えていくことが必要。
- ③命を救ってほしい。女性の自殺、若者の自殺を防ぐ。DVを含む性暴力の被害から心身を病み貧困・日常生活を送れないひとへアウトリーチを。
- ④妊娠SOSへのアクセス強化と周知を（予期せぬ妊娠への対応）。

14. 他法律・条例との整合性

- ①性犯罪に関する法律等の改正を網羅した計画となるように。
- ②AV防止法、撮影罪などデジタル性暴力などへの相談窓口の周知も併せて行って欲しい。

- ③山梨県子ども・子育て支援条例では子どもへの安心・保護・健やかな健康に向けてとあるため、この条例との整合性も取って欲しい。
- ④犯罪被害者等支援条例が昨年でき、支援計画を作っていると思うが、犯罪被害者にはDV被害者も含まれるため、この条例及び計画との整合性を取って欲しい。

15. 次期計画に掲載するデータ等について

- ①第5次DV計画のデータのところでは、コロナ禍で起きたこと、コロナ禍で国や県がどのように対応してきたかを入れていただきたい。
- ②新計画では、計画の目標・施策・具体的な施策の内容・それに対応する担当部署が一目でわかるような表などを載せて欲しい。
- ③若年層のDV被害の中で望まない妊娠の数や、乳児死亡数、若年出産率など、計画に統計を載せるかどうかに関わらず、全て繋がっているので考慮して欲しい。